

令和5年度市職員人事・給与状況など



問合せ先 人事課 ☎072-433-7325

(7) 部門別職員数(令和5年4月1日現在)

区 部	分 門	職 員 数	
		職員数	対前年数
一 般 行 政 部 門	議 会	5	0
	総 務	101	4
	税 務	40	0
	民 生	136	3
	衛 生	52	2
	労 働	1	0
	農林水産	14	-1
	商 工	9	4
	土 木	56	6
	小 計	414	18
特 別 長 官	教 育	99	-2
	消 防	90	0
	小 計	189	-2
普通会計計		603	16
公 営 企 業 等	病 院	313	3
	水 道	38	1
	下 水 道	21	0
	そ の 他	37	1
	小 計	409	5
合 計		1,012	21

※職員数は、会計年度任用職員・再任用短時間勤務職員・技能労務職員を除く一般職の職員数です。

(1) 人件費(普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
82,146人 (R6.3.31現在)	368億 1,211万2千円	2億 4,247万9千円	61億 8,831万円	16.8% (R4年度16.1%)

※人件費には、市長や議員、各行政委員などの特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

(2) 職員給与費(普通会計決算)

職員数(A)	給 与 費				1人当たり(B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
608人	21億 7,630万2千円	5億 4,343万6千円	9億 2,124万2千円	36億 4,098万円	598万8千円

※職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢・給料月額・給与月額 (令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.8歳	30万4,465円	38万7,257円
技能労務職	48.2歳	32万1,097円	36万7,347円
うち清掃職員	50.9歳	32万2,004円	36万6,026円
うち学校給食員	43.7歳	29万9,287円	33万5,729円

※平均給与月額とは、給料月額と扶養手当・地域手当・住居手当・時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職(大学卒)	29万833円	31万6,811円	34万8,718円
技能労務職(高校卒)	-	27万6,300円	30万3,550円

(5) 主な役職別職員数(一般行政職) (令和5年4月1日現在)

主な役職名	部長	次長	課長	課長補佐	主査	副主査	係員	計
職員数	10人	6人	43人	62人	77人	22人	110人	330人
構成比	3.0%	1.8%	13.0%	18.8%	23.3%	6.7%	33.4%	100%

※再任用職員を除く。

(6) ラスパイレス指数

令和5年4月1日現在：99.9

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(8) 職員手当 (令和5年4月1日現在)

区 分	支給内容など
期末・勤勉手当	年間 4.5月分
地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の合計額の6%
扶養手当	配偶者 6,500円 扶養親族 父母など6,500円/1人 子1万円/1人(16~22歳は5,000円/1人加算)
住居手当	借家居住者 家賃の1/2の額(最高支給額2万8,000円)
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額(6カ月定期の額) 自動車など使用者 通勤距離に応じた額

(9) 市長・副市長・市議会議員の報酬など(令和5年4月1日現在)

区 分	支給内容	退職手当
給 料 (月 額)	市 長	91万2,000円
	副市長	78万9,000円
報 酬 (月 額)	議 長	58万9,000円
	副議長	56万1,000円
	議 員	52万3,000円
期末手当	市長・副市長 議長・副議長 議員	4.45月分
市 長 (※)	給料月額×在職月数×0.5×0.6 (任期毎)	
副市長	給料月額×在職月数×0.3×0.6 (任期毎)	

※今任期中における市長の退職手当については不支給。

(10) 分限および懲戒処分(令和5年度)

分限 心身の故障による 休職：延べ65件 懲戒 1件

労働保険適用促進強化期間

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の二つを合わせたものです。従業員を一人でも雇用している事業主の方は、必ず加入する義務があります。

◆労災保険 業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害または死亡に対して労働者やその遺族に保険給付を行う制度
◆雇用保険 失業時の給付、高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付などと、事業主に対する各種助成金制度
・雇用保険は、次の①②の要件を満たせば加入が必要です。
①週の所定労働時間が20時間以上であること
②31日以上以上の雇用の見込みがあること

労働相談センター

府の労働相談センターでは「賃金を払ってくれない」「職場でのハラスメントに悩んでいる」など、働く方、雇用する方からのさまざまな労働相談を受けています。
弁護士や社会保険労務士による専門相談や、医師、臨床心理士および産業カウンセラーによるメンタルヘルス専門相談もあります(要予約)。

日時 月～金曜 午前9時～午後6時(午後0時15分～1時を除く)
場所 エル・おおさか本館10階(大阪市中央区)

じぶん

建設業の退職金なら 建退共制度!

この制度は、事業主の方々が、建設現場で働く労働者の働いた日数に応じて、掛金を充たし、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。
退職金は国が定めた基準により計算し、確実に支払われます。詳しくは建退共ホームページをご覧ください。



就労支援講座 パソコン事務講座

パソコン基本操作(ワード・エクセル・パワーポイント・メール)について学びます。
日時 令和7年1月27日(月)～31日(金)午前10時～午後4時(昼休憩1時間)
場所 市役所4階中会議室B
対象 市内在住で就職を目指す16～64歳で、文字入力ができる方(在職中可・学生不可)
定員 10人(定員になり次第締切)
受講料 3,000円(テキスト代・税込)
申込期間 11月8日(金)～29日(金)
申込・問合せ先 就労支援センター(市民相談室内) ☎072-433-7086

